中期目標・中期計画 (素案)

山 形 大 学 平成15年9月30日

山形大学第1期「中期目標・中期計画」(素案)

中期目標

中期計画

(前文)大学の基本的な目標

大学の理念:

「自然と人間の共生」を21世紀のテーマとし,教育・研究・地域貢献に真摯に取り組み,次世代を担う人材の育成,知の探求・継承・発展,及び豊かな地域社会の実現に努め,もって人類全体の幸福と国際社会の平和的・持続的発展に貢献する。

大学の使命:

- 1.学部(学士課程)教育を重視した人材養成 学部教育を重視した人材養成を最優先の使命と捉え,教 養教育では幅広く創造的な知性と豊かな人間性を必須の素 養として育み,専門教育では大学院教育との接続も見据え, 優れた専門性を養うとともに,特に課題発見・解決能力に 優れた人材を養成する。さらに大学院では,実践面を重視 した教育課程により,専門分野に強いスペシャリストを養 成する。
- 2.総合大学に相応しいバランスの取れた研究の推進 先端的研究については重点的に取り組み,世界水準の研 究推進とそれに支えられた先端的大学院プログラムを展開 するとともに,長期的・基礎的研究分野の持続的発展を図 る。
- 3.開かれた学術・教育の地域拠点の形成 東北地区有数の総合大学として,地域や社会に広く門戸 を開放し,様々な学習機会の提供,社会人・留学生の積極 的な受け入れ,産官民との広範な連携を推進するとともに, アジアと日本を結ぶ教育・研究の拠点として学術・文化の 発信,及び国際交流の充実・強化を図る。

中期目標の期間及び教育研究上の基本組織

1 中期目標の期間

平成16年4月1日~平成22年3月31日

2 教育研究上の基本組織

この中期目標を達成するため、別表に記載する学部、研究科を置く。

大学の教育研究等の質の向上に関する目標

1 教育に関する目標

(教育目標)

1.創造性に富む豊かな人間性と優れた専門性を育み,実社会で活躍できる知的・人間的資質を備えた人材の育成を行う。また,高度な研究水準に基づく教育体制の確立を通じて,持続可能な社会の実現に向けて,地域や国際社会で貢献できる人材を育成する。

(1)教育の成果に関する目標

1.「幅広い教養と豊かな人間性」、「社会で活躍するために必須の基本的リテラシー(知的技法)」、及び「優れた専門性」を三位一体として培い、課題発見・解決能力等応用力に秀でた人材を育成する。

(2)教育内容等に関する目標

「学十課程 〕

- 1) アドミッション・ポリシーに関する基本方針
- 1. 入学者の選抜方法を含めたアドミッション・ポリシーを確立し、本学の求める学生の入学を促進する。

2) 教育課程に関する基本方針

(教養教育)

1.幅広い教養と豊かな人間性を育み,学問の遂行に必要な

大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(教育目標を達成するための措置)

- 1-1.教養教育と専門教育のカリキュラムの一層の充実を図り、きめ細かな教育を実践する。
- 1-2.研究水準を高度化し、地域社会の要請にも対応できる人材養成の体制を確立する。
- 1-3.機能的な大学運営を進め,地域分散型総合大学にふさわしい全学一体となった活力ある教育・研究環境を確立する。

(1)教育の成果に関する目標を達成するための措置

- 1-1.教養教育重視の観点から、より強固な教養教育実施体制の確立のため、現行の委員会組織の見直しや新組織の設置について検討を行う。
- 1-2.学生の職業への意識を喚起するため、インターンシップ制度(企業等の協力による就業体験制度)を活用するとともに、1年次からのキャリア教育(職業意識と労働意欲を啓発する教育)の実施について検討を進める。
- 1-3.教育の成果・効果を検証するため, GPA分布の継続的調査や各種検定・資格試験の活用を進める。

(2)教育内容等に関する目標を達成するための措置

「学十課程〕

- 1) アドミッション・ポリシーに関する具体的方策
- 1-1.本学の求める学生像を a ~ d のようにとらえる。
 - a. 自ら目標を定め、自ら学ぼうとする意欲を持った人
 - b. 知的好奇心が旺盛で,新しい課題に挑戦する意欲のある人
 - c. 自然と人間の共生を真剣に考え,実践に移そうとする人
 - d . 人間社会と文化の創造に貢献したいと考える人
- 1-2.アドミッション・ポリシーの一層の周知と入学者選抜方法の見直しを行う。
- 2) 教育課程に関する具体的方策

(教養教育)

1-1.現行の一般教育科目の種類・内容・履修の在り方についての見直しを行う。

リテラシー教育をより一層充実させるため教育課程の改善 を推進する。

2.21世紀市民に必要な学際的能力と世界観を育む教育課程を充実させる。

(専門教育)

1.現代的課題に柔軟に対応でき、大学院教育に接続しうる優れた専門性を身に付けた人材を養成する。

- 3) 教育方法に関する基本方針
- 1. 不断の F D 活動により教育の質の向上を図る。
- 2. 大学外と連携した教育を促進する。
- 4) 成績評価に関する基本方針
- 1.公正かつ厳格な成績評価を実施する。

〔大学院課程〕

- 1)アドミッション・ポリシーに関する基本方針
- 1.各研究科の理念・教育目的に沿ったアドミッション・ポリシーを確立する。

- 1-2.外国語教育の改革に取り組み,英語については確かな技量の養成を重視し,その他の外国語については,語学的訓練を基盤としつつも国際的な文化理解を重視した内容とする。
- 1-3.情報処理能力,討論・発表・文章作成能力など,基本的なリテラシーの養成を目的として,授業内容を改善し,教育課程を再構築する。
- 1-4.教育課程の効果について,在学生や社会で活躍する卒業生及び受け入れ企業等に対してアンケート調査を実施し改善を図る。
- 2-1.エネルギー・環境・食料・人口問題等,21世紀の諸課題に対応できるよう,学際領域の授業科目の充実を図る。
- 2-2.高い倫理観・社会意識を育む授業科目を設ける。

(専門教育)

- 1-1.教養教育との有機的な連携を確立し、課題発見・解決能力の涵養に力点を置いた少人数教育を実践する。
- 1-2.大学院教育との接続も見据え,専門教育の充実・再構築を図る。
- 1-3.単位取得状況,GPAの分布,履修状況,学生に対するアンケート調査などを踏まえ, 教育課程の改善を図る。
- 1-4.教育課程の効果について,在学生や社会で活躍する卒業生及び受け入れ企業等に対してアンケート調査を実施し教育改善に反映させる。
- 3) 教育方法に関する具体的方策
- 1-1.教育方法等の改善のために専門組織(FD委員会)を設け,教育活動の質の向上に具体的かつ実践的に取り組む。
- 1-2.全学部で学生による授業評価を原則として毎学期行う。実施に当たっては,集計作業等の省力化と効率化を図る。
- 2-1. 地域社会との連携を強化し、インターンシップ制度を活用したキャリア教育を実践する。
- 2-2.他大学との単位互換を積極的に進め,教育課程や教育内容の充実を図る。
- 4) 成績評価に関する具体的方策
- 1-1.授業の分野ごとに成績評価の基準と方法について検討する。
- 1-2.各授業の到達目標と評価項目及び評価基準をシラバスに明記する。
- 1-3.成績評価の方法・制度に関する研究・開発及び検証をFD委員会において行う。

〔大学院課程〕

- 1)アドミッション・ポリシーに関する具体的方策
- 1-1.各研究科における教育の目的,求める学生像を踏まえて,入学者選抜方法の見直しを検討する。

- 2.社会人や留学生を含めた多様で質の高い入学者を確保する。
- 2)教育課程に関する基本方針
- 1.各研究科の特性を活かし,入学者のニーズにも合致した教育課程へと改善を進める。
- 3)教育方法に関する基本方針
- 1.各研究科の特性に応じて,効果的な教育方法を積極的に導入する。
- 4)成績評価に関する基本方針
- 1. 公正かつ厳格な成績評価を実施する。
- (3)教育の実施体制等に関する目標
 - 1.教育目標の達成と教育成果の向上のため,教職員の適正な配置に努力する。
 - 2.ハード・ソフト両面において教育環境の充実を図る。

3.教育の質の改善に向けた組織の整備と研修活動の充実を推進する。

- 1-2. 積極的な広報活動によりアドミッション・ポリシーの周知を図る。
- 2-1.アドミッション・ポリシーや多様な入学者選抜方法などの情報について,その周知方法の改善を図り,学習意欲の高い社会人や留学生等の入学者の確保に努める。
- 2)教育課程に関する具体的方策
- 1-1.社会や学生側のニーズを踏まえ各研究科の教育目的の明確化を図る。
- 1-2. 入学者の多様化,学部教育との接続,大学院修了後の実際の進路等を考慮して,教育課程の再編成に向けた検討を行う。
- 1-3.教育課程の効果について,在学生や社会で活躍する修了者及び受け入れ企業等に対してアンケート調査を実施し教育改善に反映させる。
- 3)教育方法に関する具体的方策
- 1-1.修士課程(博士課程前期)については,授業シラバスを作成する。
- 1-2.少人数による学生本位の教育を実践する。
- 1-3.社会人や外国人留学生等, 多様な入学者のための研究指導・論文指導体制を再構築する。
- 4)成績評価に関する具体的方策
- 1-1.個々の授業・演習ごとに到達度を明示し,成績評価の方法・基準を策定・実施する。
- (3)教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置
 - 1-1.教員の教育活動に関する評価手法の検討を進め,教育業績の正当な評価に基づく人材の登用や優秀な教員の採用を進める。
 - 1-2.総合大学としての総合性を最大限に活かし,多様な教員の参加をもって教養教育を充実させる。
 - 2-1. 教室を快適な教育空間へと整備するとともに、その設備の情報化を推進する。
 - 2-2. 附属図書館における学生自習用図書や検索用コンピュータ端末の整備・充実を進める。
 - 2-3.マルチメディアを活用した教育手法の研究開発を推進する。
 - 2-4.分散キャンパス間の高速遠隔授業システムを整備する。
 - 2-5.短期海外語学研修制度を整備し,異文化の中で生きた外国語体験の機会を提供する。
 - 2-6. コンピュータ管理の語学教育システム (CALLシステム) を核とした語学教育環境を充実させ, 学生の自学自習を積極的に支援する。
 - 3-1.授業法の研究・開発,FD活動,大学と社会の連携教育等の研究(社会人教育,生涯教育,リカレント教育,リフレッシュ教育の研究を含む)のための新たな組織体制の確立に向けて検討を行う。
 - 3-2.教育の質の改善について,実践や調査研究の成果をまとめ定期的に刊行する。
 - 3-3.外国語教育の効果的実施及び研究開発のための組織的基盤の確立に向けて検討する。

(4)学生への支援に関する目標

- 1) 学習支援に関する基本方針
- 1.個人本位の視点に立ち、きめ細やかな学習支援体制の充実を図り、多様な学生一人一人の能力を最大限に伸ばす。
- 2) 学生生活支援に関する基本方針
- 1. 快適なキャンパス生活を実現する体制の充実を図る。
- 2. 学生相談体制の一層の整備を図る。
- 3.就職支援体制の一層の整備を図る。

2 研究に関する目標

研究活動の成果は,人類の平和的発展や福祉・文化の向上に寄与する一方で,人類のさまざまな営みや世界観に多大な影響を与えることを常に認識し,研究者としての良心と良識とに従って,持続的社会の構築を目指し,社会の信頼と期待に応える研究活動の遂行に努める。

(1)研究水準及び研究の成果等に関する目標

1.基礎研究を推進し,独創的で水準の高い研究成果を挙げる。

- 3-4. 学生による授業評価を F D 活動など教育改善に積極的に結びつける。
- 3-5.シラバス記載内容の質的改善を図り、学生にとって必要な情報を十分提供できるよう改善する。

(4)学生への支援に関する目標を達成するための措置

- 1) 学習支援に関する具体的方策
- 1-1.学業・生活・進路などについて指導・助言を行うアドバイザー教員を置く。
- 1-2. G P Aを利用した学習支援制度を導入し,機動的な学業指導を推進する。
- 1-3.特定分野については授業毎にティーチング・アシスタント(TA)を配置する。
- 1-4.オフィスアワーを設けるなど,教員が授業や学生生活等について相談を受け付ける体制を整備する。
- 2) 学生生活支援に関する具体的方策
- 1-1.各キャンパスの福利厚生施設,課外活動施設及び学生寮について,施設設備の整備 充実を図る。
- 2-1.各キャンパスにおいて,カウンセラーによる学生相談体制を整備し,相互の連携を一層強化するとともに,学生相談に関わる教職員の研究会・研修会をより充実させる。
- 3-1.企業開拓・企業情報の収集,合同説明会の開催,就職用データベースの充実などにより,就職情報の適切な提供を行う。
- 3-2.就職セミナー,就職ガイダンス,ビジネスマナー講座などの一層の充実により,学生の就職意識の啓発を図る。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1)研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

- 1-1.普遍性を持った基礎研究を推進する。
- 1-2. 学部横断的プロジェクト研究を推進する。
- 1-3.人文・社会科学系,自然科学系の各分野について適切な研究評価法を研究する。
- 1-4.公正な競争原理により優秀な人材を登用する。
- 1-5.独創的・萌芽的研究を推進する環境を整備する。
- 1-6.外部資金を得にくい基礎的プロジェクト研究にも、公正な評価の上、予算配分をできる仕組みを検討する。
- 1-7.全国的・国際的な研究交流を進める。

2. 国際的に通用する先端的研究を推進する。

- 3.地域立脚型の学術研究を推進する。
- 4. 研究水準・成果を検証する。

5. 研究成果の社会への発信と還元を図る。

6.知的財産の創出,取得,管理及び活用についての方策について検討する。

(2)研究実施体制等の整備に関する目標

競争的研究環境を整備し、公正な評価による資源配分の 仕組みを検討する。

- 2-1.本学として重点的に取り組む先端的研究を選定し、学内プロジェクトとして支援する制度を検討する。
- 2-2.先端的研究を選定するために透明性のある審査委員会を組織する。
- 2-3. 重点研究を推進するための研究スペースを確保する。
- 2-4.公的機関,産業界,社会などからの多様な研究資金確保に努める。
- 2-5.世界的に通用するプロジェクト研究の拠点形成が図れるよう、研究体制の強化を図る。
- 2-6. 本学独自の先端技術開発を推進する。
- 3-1.地域社会が直面している諸課題について,適切な提言をなし得る地域拠点研究機関を目指す。
- 3-2. 豊かな自然環境と地域性に立脚したプロジェクト型共同研究を推進する。
- 3-3.地域に根を下ろした研究を通じて,普遍性を有する真理の探究を行う。
- 4-1.研究水準を維持するため、研究の進捗状況を組織として把握する体制を構築する。
- 4-2.自己目標を設定し,自己点検・自己評価を進める。
- 4-3.外部評価及びそれを踏まえた自己目標への反映システムを構築する。
- 4-4. 学位論文要旨及び科学研究費補助金報告書を電子化し公開する。
- 4-5.全教員の著書,学術論文,学術賞,特許等の一覧を定期的に公表する。
- 4-6.学問領域や研究分野の特性を踏まえ、学会誌等へ公表する成果の努力目標を設定し、 その実現を目指す。
- 5-1.社会的ニーズに適う共同研究を推進する。
- 5-2.新たな産学官民連携の在り方について検討する。
- 5-3.研究成果の実用化・製品化に向けて,インキュベーションセンター及びコーディネーターの積極的な活用を図る。
- 5-4.地方公共団体や学協会等の公的活動へ積極的に参加し、研究成果に支えられた専門的 貢献を行う。
- 5-5.外部資金を活用した研究を促進し,成果の社会への還元を図る。
- 5-6.本学が有する多様な広報媒体を通じて、研究成果を学外に発信するとともに、マスコミ等を活用して卓越した研究業績の社会的周知を図る。
- 5-7.研究成果について,広報活動,啓蒙活動,公開と民間への移転,診療等における直接活用等を積極的に進める。
- 6-1,特許取得の推奨並びに取得状況の把握を行う全学的組織を構築する。
- 6-2.知的財産権の妥当かつ適切な管理体制の確立を目指す。
- (2)研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

- 1.機動的な研究組織を構築する。
- 2. 研究支援体制を整備する。

3. 研究成果公開体制,自己点検評価体制を整備する。

4.研究資金の配分方法について検討する。

- 3 その他の目標
- (1)社会との連携,国際交流等に関する目標
 - a社会との連携

地域に基盤を持つ大学として,地域社会等へ教育・研究成果を積極的に公開するとともに,地域連携窓口を充実させ,地域社会の抱える課題の把握と解決に貢献し,地域社会の発展に貢献する。

- 1)地域文化の振興と発展
- 1.本学の教育研究活動に関する情報や成果を集積し,積極 的に社会に公開・還元する。

- 1-1. 学内版COEの編成を検討する。
- 1-2.プロジェクト研究体制を推進するため,専任教員を確保するための方策やポスドク等の積極的配置について検討する。
- 2-1.研究支援に携わる専門職員及び若手研究者の育成強化を進める。
- 2-2. 産学官連携推進型の機器分析センターの設置について検討する。
- 2-3. 教員の海外研修や国際学会における発表の機会を支援する体制を整備する。
- 2-4.研究についての第三者による評価を実施し、問題点等を外部から指摘するシステムを構築する。
- 2-5.サバティカル制度の導入を目指し,在り方を検討する。
- 2-6.大型プロジェクト研究の進捗状況をモニターするシステムを構築する。
- 3-1.成果の社会還元を制度化するための体制を構築する。
- 3-2. コーディネーター等の活用による各研究セクションの連携を支援する。
- 3-3.研究成果公開のための全学的体制を整備する。
- 3-4.分野ごとの国際的サイテーションのデータベースを整備する。
- 3-5.各部局の従来の自己点検評価体制を継続するとともに,大学全体としての自己点検評価体制の強化を図り,公正な学内評価が行えるようにする。
- 4-1.基礎的研究や長期的研究などのために,一定の基盤的研究費が配分できるシステムを 構築する。
- 4-2. 重点的に取り組む研究については、研究費を重点配分できるシステムを構築する。
- 4-3.研究費の配分に当たっては、中長期的視点に立って、第三者による評価も十分考慮した上、公正かつ妥当で信頼のおける評価システムを導入する。
- 4-4.評価結果を適切に反映できるような研究費配分システムを構築する。
- 4-5.大学及び各学部が得た外部資金の一部を全学的にプールし,重点的研究分野の発展や 全学的な教育研究環境の整備に活用するための方策について検討する。
- 3 その他の目標を達成するための措置
- (1)社会との連携,国際交流等に関する目標を達成するための措置
- a 社会との連携

- 1)地域文化の振興と発展
- 1-1.本学の持つ知的情報のデータベース化を推進し,大学と社会の間のインターフェース機能を持った広報システムの整備を行う。

2.地域における教育の発展に貢献する。

3.大学の諸施設を開放し、地域の教育・研究や文化活動に 貢献する。

- 4. 本学の教育成果を積極的に公開する。
- 2) 産学官民連携の推進
- 1. 産学官民連携モデルを策定し、連携の推進を図る。

2. 産学官民連携ネットワークを形成する。

- 1-2.地域の高等教育機関,企業,自治体等との間で,迅速な学術・研究情報の共有化を検討する。
- 1-3.本学で発行した研究紀要や広報誌は,ホームページ上に公開する。
- 2-1. 高大連携の充実, 出前講義等, 本学の教育能力を最大限に発揮し, 地域の初等中等教育の充実・発展に貢献する。
- 2-2.公開講座,リカレント教育,リフレッシュ教育等,多様な学習機会を提供し,社会人のキャリアアップ支援や生涯教育に貢献する。
- 2-3.次世代に向けて科学への興味を喚起する機会の提供と支援を行う。
- 2-4. 地域をテーマとする授業科目を立ち上げ,講義内容はホームページ上に公開する。
- 2-5.ホームページ上に地域貢献のサイトを設け,大学主催の催しの案内・年間スケジュール等を掲載し,受付・募集等をインターネット上で行えるシステムを構築する。
- 2-6. 公開講座や体験入学などに,学部及び大学院学生を積極的に活用する。
- 3-1.地域の研究機関や企業等の研究者,技術者の研究成果の発表に施設を開放する。
- 3-2.本学の諸施設(含スポーツ施設)を開放し,種々の文化活動や学習支援等を通じて地域に貢献する。
- 3-3. 附属図書館, 附属博物館, 重要文化財等学内施設の公開を更に進め, 地域サービスを 充実させる。
- 3-4.地域の憩いの場として利用される潤いのあるキャンパスに向けて環境整備を図る。
- 4-1. 学生の課外活動や社会活動,卒業生の就職状況や進学状況,及び社会からみた卒業生の評価等,本学の教育成果を積極的に公表する。
- 2)産学官民連携の推進
- 1-1.民間企業との共同研究や受託研究を推進する。
- 1-2.シンポジウム,交流会,懇談会等を積極的に開催し,連携推進を図る。
- 1-3.自治体等の各種審議会等へ積極的に参加し,政策提言・策定等に貢献する。
- 1-4.インターンシップの内容を充実させ、社会体験を通して学生の課題発見・解決能力を養成する。
- 1-5. 本学の有する資格検定機能を活用し,検定試験等の定期的実施に向けて検討する。
- 2-1.産学官民連携の中核として地域共同研究センターを更に充実発展させる。
- 2-2.地域共同研究センターサテライトを県内4地域(村山,置賜,庄内及び最上)に設置し,山形県総合支庁等との連携強化を図ることにより,地域貢献支援センターとして機能させる。
- 2-3.「山形大学地域連携推進協議会」及び「山形県における地域連携に関する連絡協議会」の活性化を更に図る。
- 2-4.地域連携アドバイザー教員制度の検討とそれを活用した新たな地域連携体制について検討する。

3.総合大学の特性を活かし、全学的な地域連携体制を構築する。

- 3)評価の体制
- 1.地域貢献を正当に評価するシステムを構築する。
- b国際交流等

教育・研究を通じて国際社会の平和的発展と人類福祉に貢献するとともに,国際交流を促進し,国際的な場で活躍できる人材を育成する。

- 1)体制の整備
- 1.国際交流を推進するための体制を整備する。
- 2)学術交流の推進
- 1.研究交流の推進を図る。
- 2.外国人研究者の受入れ体制を整備する。
- 3)学生交流の推進
- 1. 学生交流の推進と受入れ体制を整備する。

- 2-5.コーディネーターを配置した「産学連携リエゾンオフィス」の設置とそれを活用した 産学連携のプログラムについて検討する。
- 2-6.総合情報処理センターを地域社会における情報拠点として,その機能を更に充実・発展させる。
- 2-7.県・市等との人事交流を推進するとともに、地域に密着した研究テーマの公募と推進を図る。
- 3-1.地域分散型総合大学の特色を活かした学際的な教育・研究及び異分野との連携を促進し、産業・経済、行政を始めとする幅広い社会の要請に対応する。
- 3-2.地域の企業,地方自治体及びNPO法人等との連携を一層推進し,地域振興に貢献する。
- 3-3. 県内の高等教育機関を相互に接続する基幹情報ネットワークの強化を図る。
- 3-4.バーチャル研究所を中心に,都市づくり,町づくり,そして地域おこしに貢献する。
- 3)評価の体制
- 1-1. 地域貢献を教員の職務の一つとして正当に評価するためのシステムを構築する。
- b国際交流等

1)体制の整備

- 1-1.大学間交流協定の締結を積極的に推進する。
- 1-2.国際交流を推進するために、国際交流基金の整備を図る。
- 1-3.インターネットを用いたバーチャルな交流を推進するためのシステムを構築する。
- 2)学術交流の推進
- 1-1.国際共同研究の推進を図る。
- 1-2.研究者レベルでの大学間・学部間交流の推進を検討する。
- 1-3.国際会議等や招聘研究者による講演会等の開催を積極的に推進する。
- 2-1.来日研究者への研究室を含めた施設の提供等,研究支援体制を充実させる。
- 2-2.研究者交流を推進するための支援策として,宿泊施設の整備・充実を図る。
- 2-3. 留学生センターに「国際交流支援部門(仮称)」を設置し,専門スタッフを配置して研究者交流を支援する。
- 3)学生交流の推進
- 1-1.留学生センターの機能を充実させ、留学生出身大学との交流を推進する。
- 1-2.短期留学制度等を活用し,短期留学生の受入れを促進する。

2. 留学生支援体制を整備する。

4)拠点形成

1.アジア地域の国々との交流拠点を形成する。

(2)附属病院に関する目標

- 1. 人間性豊かな信頼の医療を実施する。
- 2. 患者本位の医療を推進する。

- 3. 救急医療体制を推進する。
- 4.科学的根拠に基づいた医療を実施する。
- 5. 高度先進医療・先端医療を地域へ提供する。

- 1-3. 山形県及び県内の市町村とも協力してホームステイの体制を整える。
- 1-4. 留学を希望する外国人学生等に広く入学試験情報を提供するため,学部,研究科の入学者募集要項の外国語版を作成する。
- 1-5.交流協定大学へ本学学生を派遣する制度について検討する。
- 2-1.市民ボランティア団体と協力して留学生の生活支援体制を整備する。
- 2-2.チューターマニュアルを作成し、チューター制度による留学生への支援を充実させる。
- 2-3.英語能力の不十分な留学生への英語学習支援体制を検討する。
- 2-4. 留学生のための学習用資料を充実させる。
- 2-5. 留学生に対する英語による講義の実施について検討する。
- 2-6. 留学生に対してインターンシップ制度を活用した就業体験の機会を提供し、留学生の就職支援を図る。
- 2-7.帰国した外国人留学生との間で国際交流ネットワークを構築し,これを活用した現役留学生向け支援体制の整備を図る。

4)拠点形成

1-1.外国人留学生の大半を占めるアジア地域の大学や国との交流を積極的に進め,研究交流,学生交流の拠点形成を目指す。

(2)附属病院に関する目標を達成するための措置

- 1-1.インフォームド・コンセントに基づいた患者中心の医療を実施する。
- 1-2.地域に開かれた医療を実施する。
- 1-3.最高水準の医療を提供する。
- 1-4.厳しい倫理観を持った創造的な医療人を育成する。
- 2-1.患者に分かりやすい医療を提供する。
- 2-2.患者の個別性を重視した対応を行う。
- 2-3.患者環境の整備・充実を図る。
- 2-4. 多様化する患者ニーズに応えるため、組織体制の整備・充実を図る。
- 2-5.包括的医療の対応と地域医療との連携を図る。
- 3-1. 急性期医療の中心的役割を担当する。
- 3-2. 救命蘇生医療を推進する。
- 4-1. E B M (evidence-based medicine)を展開する。
- 5-1.高度先進医療を実践する。
- 5-2.遺伝子治療,臓器移植の積極的推進を図る。
- 5-3.遠隔医療による地域支援を実施する。

- 6. 学部学生の卒前臨床実習を充実させる。 7. 卒後臨床修練を含めた医療従事者の生涯教育を充実させ る。 8.臨床研修(基礎研究から高い技術水準の医療の開拓)の 質の向上を図る。 9. 医療提供機能強化を目指したマネジメントを実施する。 10.患者の立場に立った病院環境を整備・充実させる。
- 6-1. 低学年学生の早期体験学習(early exposure)とボランティア実習の充実を図る。
- 6-2.クリニカルクラークシップの検証と充実を図る。
- 6-3. モデル・コア・カリキュラムの検証と充実を図る。
- 7-1.「臨床教育研修センター」構想を推進する。
 - 7-2. 医療従事者の研修機会の拡大と人材育成を図る。
 - 8-1. 高度先進医療を開発する。
 - 8-2.治験管理センターの機能的管理運営による新薬開発と臨床研究の活性化を推進する。
 - 8-3.民間機関等との産学連携強化策を構築する。
 - 8-4.研究成果を公表する。
 - 8-5.研究支援体制を充実させる。
 - 9-1. 病院長のリーダーシップを強化する。
 - 9-2. 健全な病院経営確保の観点からの組織改革を進め、病院経営専門職員(医療事務を含 む)を養成する。
 - 9-3.経営目標値を設定する。
 - 9-4. 医療提供機能の観点からの組織改革を実施する。
 - 9-5. 多元的な外部評価を導入する。
 - 9-6.診療アウトカム評価を実施する。
 - 9-7.安全管理体制並びに危機管理体制を改革する。
 - 9-8.環境に配慮した医療サービスを提供する。
 - 10-1. 病院内外の案内板や掲示物を見直し,総合案内を充実させる。
 - 10-2. 患者給食の選択メニューの充実・拡大等により食堂,売店等の利便性を向上させる。
 - 10-3.診断書等の発行窓口を設置する。
 - 10-4.図書室の設置やコミュニケーションギャラリーの有効活用等により患者接遇の改善を 図る。
- 11.地域医療機関等との連携システムを整備・充実させる。
- 11-1.地域医療連携センターの機能の強化並びに病病連携,病診連携システムの整備・充実 を図る。
- 11-2.在宅医療,遠隔病理診断並びに画像診断の充実を図る。
- 11-3.地域医療機関とのオープンカンファレンスを企画する。
- 11-4. 脳卒中相談室,遺伝カウンセリング室等の機能強化を図る。
- 11-5. 平成14年8月に山形県が策定した「やまがた子どもプラン実施計画」(子育て支援4カ 年計画)に対応し,母子保健医療分野で積極的推進・連携を図る。

12. 地域医療人の生涯教育機会を提供する。

- 12-1.地域医療人(医師・コ・メディカルスタッフや救急救命士等の受託研修生等)の受入 れ体制の充実と整備を図る。
- 12-2.「山形県医療グランドデザイン作成室」を創設する。

13. 病院広報等の充実・強化を図る。

- 14.社会への説明責任を果たすため,策定した目標等の情報 提供を推進する。
- 15. 病院全体に対する評価とその情報提供を推進する。
- 16.魅力ある病院を目指した人事制度を確立する。
- 17. 国際化への対応と国際的な共同研究等を推進する。

(3)附属学校に関する目標

- 1) 教育・研究活動の基本方針
- 教育学部における児童,生徒又は幼児の教育又は保育 に関する研究に協力し,学生の教育実習に当たる。
- 1. 学部と附属学校園の連携・協力を強化し,共同研究の推 進を図る。
- 2.学部学生の教育実習の効果的実施と実習生の資質の向上に努める。
- 3. 附属学校園が目指す教育理念・目標を明確にし,その実現に向けた教育を実践する。

- 13-1.病院広報誌(平成14年10月創刊)の充実を図る。
- 13-2.ホームページの内容充実(英文ホームページを含む)を図る。
- 13-3.本院の先端医療や施設設備などの積極的公開と「地域住民見学会」を企画し,実施する。
- 13-4. 定期的に報道機関等との対話の機会(病院長記者会見)を設け,病院情報の積極的な公開と発信を行う。
- 13-5.公開講座や健康相談などを積極的に開設し,地域住民のニーズに対応した病院資源やノウハウの提供を行う。
- 14-1.中期目標,中期計画,年度計画の院内外への情報提供を行う。
- 14-2.高度先進医療の取組状況や各診療科の診療内容をホームページで公開する。
- 15-1.利用者のニーズに対応するシステムを構築する。
- 15-2.病院機能や診療レベルの外部評価を積極的に実施する。
- 16-1.教員の任期制の効果的な運用を図る。
- 16-2.診療体制等の特性に応じた医師の適正配置を図る。
- 16-3.職員の能力開発と評価制度の確立を図る。
- 16-4.業務内容に応じた人材の重点配置を図る。
- 17-1.姉妹校との交流の活発化を図る。
- 17-2.国際的な共同研究,人事交流,医療支援の推進と体制整備を図る。

(3)附属学校に関する目標を達成するための措置

- 1-1.学部と附属学校園との共同研究部会の発展・充実を図り,成果の発表についても検討する。
- 2-1.学部の教育実習計画に従い,効果的実習が行えるよう協力するとともに,学部教育実習委員会を通じて,教育実習の方法改善に努める。
- 2-2.子ども理解・支援について,学生がより効果的に学べるようプログラムを改善する。
- 3-1. 附属小学校においては,個々の児童の学びの実感と集団の高まりを目指し,日常における評価を特に重視して児童の具体的な姿で効果をとらえながら,教育の一層の充実とより実践的な研究の推進を図る。
- 3-2. 附属中学校においては,あるべき生徒像,すなわち「豊かな知性と社会性を持ち自主

- 4. 附属学校園の在り方について検討を進める。
- 2) 学校運営の改善の方向
- 1.自己点検評価を定期的に行い,開かれた学校園づくりに 努める。
- 2.教育研究面での附属学校園間の連携強化を推進する。

- 3. 入学者選抜に関して,客観的かつ合理的な方法を構築する。
- 3) 地域社会との連携等
- 1.地域貢献を積極的に行うとともに地域社会との連携を強化する。

業務運営の改善及び効率化に関する目標 1 運営体制の改善に関する目標

1.役員会,経営協議会及び教育研究評議会の効果的な運営を基礎に,学長を中心とした戦略的かつ機動的な大学運営を推進する。

的で実践的な生徒」の具体化に向けた学校運営を図る。

- 3-3. 附属養護学校においては、児童生徒のニーズと主体性とを尊重する授業づくりに取り組み、「個別支援計画」がより適切なものとなるよう工夫する。
- 3-4. 附属幼稚園においては、「生きる力」の基礎を育むことを目標として、主体的で多様な遊びを通した教育を柱に、一人ひとりの特性に応じた総合的な幼稚園教育の実現を目指す。
- 4-1. 附属学校園の在り方については、「国立の教員養成系大学・学部の在り方に関する懇談会報告書」に基づき更に検討を進める。
- 1-1.学校評議員会を定期的に開催し、附属学校園の自己評価を示し、そこでの意見を学校園の運営に生かすとともに開かれた学校園づくりを進める。
- 2-1. 附属幼稚園・小学校・中学校の連携による一貫性を配慮したカリキュラムの充実化を図る。
- 2-2.カリキュラムの必要に応じて、附属学校園の教員が相互に各校園の授業を持ち合う等の交流を導入する。
- 2-3. 附属養護学校児童・生徒と附属幼稚園・小学校・中学校の幼児・児童・生徒との恒常的な交流共生を図るシステムの構築を検討する。
- 3-1.地域社会の入学志願者の保護者に対し、附属学校園の目的・使命の周知を図る。
- 3-2. 幼児・児童・生徒の多様な能力,適性など多面的に評価する選抜方法を検討する。
- 3-3. 附属養護学校においては,新たな就学基準に対応した選抜方法を検討する。
- 1-1.公立学校園の研究やカリキュラム開発等のニーズに対して応える,先進的な研究を継続する。
- 1-2.研究の成果について紀要を刊行し、公開研究会で成果を発表し、公立学校教員の研修に寄与する。
- 1-3. 幼児・児童・生徒個々及び集団へのきめ細かで柔軟な指導が可能になる教育の在り方を研究するため,少人数学級の導入を検討する。

業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

- 1-1. 学長の補佐体制を整備し,大学運営の戦略的な企画・立案機能の向上を図る。
- 1-2.全学各種委員会を全面的に見直し,統廃合を積極的に進めるとともに,担当役員を中心とした機動的な運営を図る。
- 1-3.大学運営全般に係る業務処理の見直しを行い,迅速かつ効率的な運営体制の整備を図る。

- 2. 開かれた大学を目指し,地域社会の意見を積極的に反映させる大学運営を推進する。
- 3.大学運営の適切な評価に基づき,学内資源の効果的な活用を推進する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標

1.教育・研究の進展状況や社会的要請あるいは種々の評価を踏まえ、教育研究組織の在り方を見直す。

3 人事の適正化に関する目標

- (1)教員について
 - 1)人事方針
 - 1.教員の人事に当たっては,水準の高い教育研究活動の 推進や社会貢献を果たすため,多彩な人材が確保できる 人事制度を構築する。

- 1-4.教員と事務職員等とが一体となった運営体制を構築し、大学運営に係る戦略的企画力の向上を図る。
- 2-1.分散キャンパスの特性を積極的に活かした運営システムを構築する。
- 2-2.教育・研究,組織運営,人事及び財務など大学運営全般にわたって情報を公開し,社会,とりわけ地域社会からの意見を大学運営に反映させるシステムを構築する。
- 3-1.大学運営の適切な評価システムを構築し、これに基づく効果的な組織運営や戦略的な学内資源の活用を推進する。
- 3-2.学内資源の効果的な活用を推進するため、法律に基づく監査とは別に、内部監査体制を整備する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

- 1-1.教養教育やFD活動を実施する新たな組織体制を構築する。新組織は同時に,大学教育の在り方,授業法,大学と社会との連携教育等(社会人教育,生涯学習,リカレント教育も含む)についての検討も行い,それを踏まえた本学教育研究組織の見直し等を図る。
- 1-2.学問の動向や新たな社会的要請に適切に対応するために,既存の学問分野を基盤に, 学部・学科や研究科・専攻を横断した柔軟な教育研究組織が編成できるよう検討する。
- 1-3.新たな時代に要請される包括的な地域医療システムを構築するため,大学院の教育・研究課程の高度化を図る。また,他の教育研究分野においても,新たな時代に要請される高度職業人等を養成するため,大学院の教育・研究課程の高度化を検討する。
- 1-4.教育・研究活動全般にわたる高度情報化とネットワーク化されたサイバーキャンパスを実現するため、情報メディア基盤の整備・充実を図る。また、附属図書館や既存の学内共同教育研究施設及び学内共同利用施設等の整備・充実も併せて進める。
- 1-5.学内共同教育研究施設教員の学部・大学院教育への積極的参加をすすめ,教育組織の充実を図る。

3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置

- (1)教員について
 - 1)人事方針
 - 1-1.各学部それぞれの学問領域の特徴に配慮した上で,優秀な人材が確保できる人事制度を構築する。
 - 1-2.人事制度を構築するに当たっては,教員選考の公平性・透明性を確保するための方策を検討する。
 - 1-3.教員の流動性を向上させるため、公募制も含め教員選考の在り方について検討する。
 - 1-4.教員構成の多様化を推進するため,外国人・女性等の積極的な採用や実務家教員(行政,企業,弁理士,公認会計士,弁護士等)の登用の在り方について検討する。
 - 1-5.教員に関する任期制については,教育研究の活性化等の観点から,効果的な運用を検討する。

2)評価体制

1. 教員の教育・研究活動を適切に評価する体制を整備し 教員の能力や業績が適正に反映される給与制度を検討す る。

(2) 職員等について

1)人事方針

1. 職員等の採用に当たっては,広く人材を求め,職員採用の公平性が保たれる人事制度を構築する。

2)評価体制

1. 職員等の業務活動を適切に評価する体制を整備し,職員等の能力や業績が適正に反映される給与制度を検討する。

3)交流と育成

1. 事務職員等の専門性等を向上させるため,必要な研修機会を確保するとともに,他大学等との人事交流に配慮する。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標

1.法人化後の大学運営に適切に対応できる事務体制の整備を図る。

- 2.業務の見直しを推進し,事務の効率化と合理化を図る。
- 3.効率的かつ機能的な職員配置を行うとともに,事務職員の資質向上を図る。

2)評価体制

- 1-1.人事評価は,各部局が行うことを基本とする。
- 1-2.人事評価を行うに当たっては、各学部における教員の多様な教育研究活動に対応した 多面的かつ公正な評価体制の構築と評価基準の策定について検討する。
- 1-3.評価の結果を教職員の昇進・昇格に反映させるとともに,本人の能力評価や業績評価が給与に適正に反映される制度について検討する。

(2)職員等について

1)人事方針

- 1-1.事務職員等の採用に当たっては、学内外の幅広い分野から専門的知識や技能等を持つ人材を積極的に登用する。
- 1-2.外国人,女性等の登用を推進し,多様で多才な人材の確保を図る。

2)評価体制

- 1-1.人事評価を行うに当たっては、各部署における職員等の多様な業務活動に対応した多面的かつ公正な評価体制の構築と評価基準の策定について検討する。
- 1-2.評価の結果を職員等の昇進・昇格に反映させるとともに,本人の能力評価や業務評価が給与に適正に反映される制度について検討する。

3)交流と育成

- 1-1.事務職員等の多様な研修機会を積極的に活用するとともに,学内研修制度を整備し、 業務についての専門性の向上を図り,教員との連携を強化する。
- 1-2.大学間・部局間の人事交流の推進を図る。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

- 1-1.大学運営の企画立案等に積極的に参画し大学運営組織を直接支える専門職能集団として機能する事務体制を構築する。
- 1-2.分散キャンパス間の連携を図ることにより法人化後の大学運営に適切に対応できる事務体制を整備する。

なお,附属病院については,病院業務に適した事務体制を整備する。

- 2-1. 各業務の見直しを行うとともに,業務のアウトソーシングを推進し,事務の効率化,迅速化及び合理化を図る。
- 2-2.事務の電算化を推進するとともに, ITを活用した事務処理の簡素化,迅速化を図る。
- 3-1.各職員の持つ専門的な知識や技能等を踏まえ,これを活かした適材適所の職員配置を推進する。
- 3-2.事務職員等に対する研修を推進し,資質の向上を図る。

財務内容の改善に関する目標

本学の自律性を高めるため、一定の自己収入の確保とその 増加を図るとともに、予算の効率的な執行に努め、適切な財 務内容の実現を図る。

なお,適切な財務内容の実現のために,各事業年度ごと, 計画的な収支計画を作成し,効率的な運営に努める。

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標

1.教育・研究・社会貢献・診療等,大学における主要な業務の質の向上と遅滞ない遂行を図るため,一定の自己収入の確保とその増加に努める。また,科学研究費補助金や, 産学官連携の推進に伴う外部資金の獲得に努める。

財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

- 1)入学者選抜方法等の改善を図ることにより、学生納付金の確保に努める。
 - 1-1. 〔学士課程〕アドミッション・ポリシーの一層の周知と入学者選抜方法の見直しを行う。
 - 1-2. [大学院課程] アドミッション・ポリシーや多様な入学者選抜方法などの情報について, その周知方法の改善を図り, 学習意欲の高い社会人や留学生等の入学者の確保に努める。
- 2)科学研究費補助金等の外部資金の増加に努める。
 - 1-1.科学研究費補助金や各種研究助成金等の公募情報等を,組織として的確かつ迅速に把握・収集し,学内への周知を図る。
 - 1-2.科学研究費補助金や各種研究助成金等の公募申請に係る書類作成等についての支援体制を構築し、適切な助言を行う。
 - 1-3.科学研究費補助金を始めとする各種競争的資金に対する申請数の更なる増加に努める。
- 3) 附属病院における診療等の質の向上を図ることにより、附属病院収入の確保、増加に努める。
- 1-1. 高度先進医療を開発,実践する。
- 1-2.遺伝子治療,臓器移植の積極的推進を図る。
- 1-3. 健全な病院経営確保の観点から組織改革を進め,病院経営専門職員(医療事務を含む) を養成する。
- 1-4.経営目標値を設定する。
- 4)産学官連携等を推進することにより、受託研究費や奨学寄附金等の外部資金の獲得に努める。
 - 1-1.公的機関,産業界,社会などからの多様な研究資金確保に努める。
 - 1-2.研究成果の実用化・製品化に向けて、インキュベーションセンター及びコーディネーターの積極的な活用を図る。
 - 1-3.民間企業との共同研究や受託研究を推進する。
 - 1-4.コーディネーターを配置した「産学連携リエゾンオフィス」の設置とそれを活用した 産学連携のプログラムについて検討する。
 - 1-5. 治験管理センターの機能的管理運営による新薬開発と臨床研究の活性化を推進する。

2 経費の抑制に関する目標

1.教育や研究,診療等の充実に留意しながら,業務運営の改善及び効率化を図り,経費の節減に努める。

3 資産の運用管理の改善に関する目標

1. 資産の効率的・効果的運用管理を図り,教育や研究,診療等のために,充実したキャンパス環境の整備に努める。

自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標

国から財源措置を受ける国立大学法人として,総合大学にふさわしい教育・研究を展開して目標を達成し,その達成度を公表することによって社会に対して説明責任を果たす。

1 評価の充実に関する目標

- 1) 点検と評価
- 1. 点検・評価システムを構築する。

- 2. 学識経験者等からなる中立的第三者評価を積極的に受け入れる。
- 2) 公表・説明・発信
- 1.大学の諸活動及び貢献についての説明責任を具体化するために情報提供を行う。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

- 1)業務運営の改善及び効率化を図ることにより、経費の抑制に努める。
- 1-1.大学運営全般に係る業務処理の見直しを行い,迅速かつ効率的な運営体制の整備を図る。
- 1-2.学内資源の効果的な活用を推進するため、法律に基づく監査とは別に、内部監査体制を整備する。
- 1-3. 各業務の見直しを行うとともに,業務のアウトソーシングを推進し,事務の効率化, 迅速化及び合理化を図る。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

- 1)施設等の有効活用及び適切な維持管理等を行うことにより、資産の効率的・効果的運用管理を図る。
- 1-1.施設設備の整備や管理・運営に係る方策を全学的・総合的に検討し,キャンパス毎の基本方針等を整理した整備計画を策定する。
- 1-2.ホームページを活用した施設管理を行い,施設等の利用状況を的確に把握することにより施設等を効率的に運用する。
- 1-3. 点検・評価に基づく全学的かつ経営的視点に立った計画的・効率的な機能保全,維持管理及び予防的な施設の保守・点検等を実施する。

自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

- 1)点検と評価
- 1-1.点検・評価及びそのための情報分析を行うために,自己評価委員会の下に専門委員会を設置する。専門委員会は教育,研究,管理・運営,社会貢献等についての評価システムを構築する。
- 1-2.点検・評価の結果は,教育・研究活動,管理・運営並びに社会貢献の質の向上・改善への取組みに反映させる。
- 2-1.自己評価委員会が作成した調査及び評価の適正さの点検を第三者評価機関に付託する。2-2.各部局はそれぞれ学外の学識経験者等からなる中立的第三者評価の導入を検討する。
- 2)公表・説明・発信
- 1-1.教員の研究成果をホームページ、印刷物、地域との懇談会などで公開する。
- 1-2.大学の知的資源を広く社会に周知するため、大学の教員総覧や学部・研究科のカリキュラム、シラバスを公表する。

2 情報公開等の推進に関する目標

- 1)情報の公開
- 1.国民に支えられる大学として,説明責任を重視した社会に開かれた大学を目指すため,大学運営全般にわたる情報 の社会への積極的な提供に努める。

- 2)情報公開のためのシステムの構築
- 1.情報の受信・配信体制の整備を図り,大学と地域社会を結ぶ情報メディア基盤を確立する。
- 2. 各種メディアの活用を図る。

その他業務運営に関する重要目標

1 施設設備の整備・活用等に関する目標

分散キャンパスであることを踏まえ、総合大学としての特性・機能を最大限に引き出すために、施設設備を有効活用し、機能保全・維持管理を図り、連携の取れた自然共生型のキャンパス環境を整備する。

1.キャンパス全体について総合的かつ長期的視点に立った施設マネジメントを導入することにより,学内外に向けてキャンパスの魅力を総合的に向上させる。

1-3. 学生による授業評価を積極的に行って授業改善に反映させ, これらの結果を公表する。

2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

- 1)情報の公開のための措置
- 1-1.組織運営,人事及び財務など大学の運営全般にわたる情報をホームページ等で公開する。
- 1-2.山形大学の中期目標・中期計画・年度計画及びその評価結果を公表する。
- 1-3. セクシュアル・ハラスメントやアカデミック・ハラスメントなどの防止を含め,教職員が守るべき行動規範を定め,学内外に周知・公表する。
- 1-4.環境負荷削減に積極的に取り組み、その結果を学内外に公表する。
- 1-5. 労働安全衛生法等に基づく安全管理に関する取り組みについて,学内外に周知・公表する。
- 2)情報公開のためのシステムの構築
- 1-1.「広報室」を設置し,各部局の広報室等と連携を図りながら,学内情報を機能的に発信する。また,学生及び学外者等の参画を得て,情報公開を強化するためのプロジェクトを進める。
- 1-2. 各種広報誌及びホームページ等の抜本的な見直しと再編を図る。
- 1-3.地域社会との紙媒体ネットワークを構築し、大学の時事情報を恒常的に配信する。
- 2-1. 各種メディアの活用ルールを構築し,効率的な情報公開を推進する。

その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置

- 1-1.施設設備の整備や管理・運営に係る方策を全学的・総合的に検討し,キャンパス毎の基本方針等を整理した整備計画を策定する。
- 1-2.広場・緑地の確保に努め,豊かなキャンパスライフや教育研究が展開される自然共生型の環境を整備する。
- 1-3.人・車・サービス動線,利便性及び安全性を検討し,地域住民の憩いの場としての機能や,通行にも配慮する。
- 1-4.キャンパス内は,身体に障害を有する者や高齢者等にも配慮したユニバーサルデザインとする。

- 2.全学的視野に立った施設設備の有効活用を図るため,施設の使用実態と使用者のニーズを的確に把握し,教育研究活動に応じ弾力的にスペース配分を行う。
- 3.教育研究活動の進展に対応した適切な施設水準を確保するため、施設設備を効率的に維持管理し、良好で安全な状態に保つ。
- 2 安全管理に関する目標
 - 1.安全管理の啓発

2. 危機管理システムの構築

- 2-1.ホームページを活用した施設管理を行い,施設等の利用状況を的確に把握することにより,施設等を効率的に運用する。
- 2-2.施設の整備時に共同利用スペースを捻出し,流動的・弾力的利用のできる教育研究スペースを確保する。
- 3-1. 点検・評価に基づく全学的かつ経営的視点に立った計画的・効率的な機能保全,維持 管理及び予防的な施設の保守・点検等を実施する。
- 3-2.耐震改修促進法に基づき、既存施設の耐震診断を実施し、耐震性能の確保を図る。これにより、災害時における地域の避難場所としての機能も持たせる。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

- 1-1.「安全への手引き」の内容を見直し,随時改訂する。 学生,職員,及び地域住民に配慮し,更に充実した安全対策を検討する。
- 1-2.安全性確保を目的とした実例集をQ&A方式で作成する。
- 1-3.教職員及び学生を対象とした危険物取扱や毒劇物に関する講習会を実施し,安全管理意識の徹底を図る。
- 1-4. 医療事故防止対策の相互点検,及び学内各施設の危機管理の相互点検を実施し,管理 体制を見直す。
- 2-1. 労働安全衛生法に基づき,教職員の安全教育や,健康管理,災害防止体制の整備を行う。
- 2-2.講習会及び相互点検を実施するため必要となる関係法令に熟知した安全管理専門家を 養成するシステムの構築を図る。
- 2-3.種々の事故に関する情報を学内で共有し、発生防止を図ることを目的としたシステムを構築する。
- 2-4. 廃棄物処理や化学物質処理等に対応可能な自主管理・自主監査システムの構築を図る。
- 2-5. 地震等の自然災害及び教育・研究・医療の現場における人災・事故等に対する危機管理システムの構築を図る。

(その他の記載事項)(別紙に整理)

○予算(人件費の見積りを含む),収支計画及び資金計画 ○出資計画 ○短期借入金の限度額 ○長期借入金又は債券発行の計画 ○重要財産の処分(譲渡・担保提供)計画 ○剰余金の使途 施設・設備に関する計画

山形大学の教育研究上の基本組織

					1			
中期目標 			中期計画		年度計画			
別和	別表(学部、研究科等)			통 (ዛ	又容定員)	別表	(学部の学科、	研究科の専攻等)
	学部	人文学部 教育学部 理学部 医学部 工学部 農学部		平	大文学部 1,240人 教育学部 960人 (うち教員養成に係る分野 480人) 理学部 740人 医学部 860人 (うち医師養成に係る分野 600人) 工学部 2,806人		人文学部 教育学部	人間文化学科 総合政策科学科 学校教育教員養 成課程 生涯教育課程 人間環境教育課
	研究科	社テ教医理農・* 学研究所の 学別の 学別の 学別の 学別の 学別の 学別の 学別の 学別の 学別の 学別		+成16年度	農学部 620人 社会文化システム研究科 24人 (うち修士課程 24人) 教育学研究科 78人 (うち修士課程 78人) 医学系研究科 164人 ラち修士課程 42人 博士課程 122人 理工学研究科 637人		理学部医学部	大田
(*	を 前 大	手大学を基幹大学 し,山形大学,弘 大学及び帯広畜産 学を参加大学とす 連合大学院			うち博士前期課程538人 博士後期課程 99人 農学研究科 96人 (うち修士課程 96人)		工学部	機能高分子工学 機能高分子工学科 機械システム工 機械システム工

中期目標	中期計画	年度計画	
	大文学部	* (定 生生物物物 (と 文文社文 学教 (大)	

中期目標	 中期計画	年度計画	
	大文学部 1 , 2 4 0 人 教育学部 9 6 0 人 (うち教養蔵に係る分野 480 人) 理学部 8 6 0 人 (うち医験蔵に係る分野 600 人) 工学部 2 , 8 0 6 人 工学部 2 , 8 0 6 人 工学部 3 た 6 2 0 人 社会 文化 研究課 人程 2 4 4 人 大大の科 5 6 2 0 人 で究う 7 課 8 人程 7 ま 8 人程 7 ま 8 程程 1 ま 7 決 ま 7 ま 8 程程 1 ま 7 大 ま 8 程程 1 ま 7 大 ま 8 年 8 年 9 6 人 理工学 3 ま 7 ま 8 年 8 年 9 6 人 理工学 3 ま 9 年 8 年 9 6 人 関連 1 ま 7 を 1 ま 7	- (工学系) - (世学系) - 機能高分子工学 - 専攻 - 専攻 - 物質化学工学専 - 投機械システムエ - 学専攻 - でででである。 - でででは、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1	

中期目標	中期計画	年度計画
	大文学部 1 , 2 4 0 人 9 6 0 人 9 6 0 人 9 6 0 人 9 6 0 人 9 6 0 人 9 6 0 人 9 6 0 0 人 9 6 0 0 人 9 8 6 0 0 人 9 部 8 6 0 0 人 9 部 8 6 0 0 人 19 部 2 , 8 0 6 人 19 部 2 , 8 0 6 人 19 部 2 , 8 0 6 人 19 部 2 4 人 19 年度 社会 文 完 6 2 0 人 19 年度 社会 文 完 6 2 0 人 19 年度 社会 7 8 人 19 年度 社会 7 8 人 19 年度 大方ち 修士課程 1 2 2 人 19 日	農学研究科 生物生産学専攻生物環境学専攻性物環境学専攻 (収容定員 40別別科 人) (*)工学部 Bコースは、主として夜間に授業を行う課程

中期目標	中期計画	年度計画	
	大文学部 1,240人 960人 960人 (うち教養蔵に係る分野 480人) 理学部 860人 (うち医師養成に係る分野 600人) 工学部 2,806人 大学部 620人 工学部 2,806人 大子公子の人 大子公子の子の子の子の子の子の子の子の子の子の子の子の子の子の子の子の子の子の子		

中期目標	中期計画	年度計画
	大文学部 1 , 2 4 0 人 9 6 0 人 9 6 0 人 9 6 0 人 9 6 0 人 9 6 0 人 9 6 0 人 9 6 0 人 9 6 0 人 9 6 0 人 9 6 0 0 人 5 2 前機 成 係 8 6 0 人 9 8 8 6 0 人 5 2 8 8 0 6 人 1	